

II 資料紹介 II

改正税法のすべて 昭和二〇年 I

井上 一郎

(租税資料室
研究調査員)

はじめに

「改正税法のすべて」の効用

現在でこそ、税法の改正に関する解説書は、「改正税法のすべて」として、大蔵省主税局の立案者による解説が、一冊の書物にまとめられ市販されている。

昭和六〇年度の「改正税法のすべて」は、国税、地方税法の改正点の詳解であり、過去数年来、この編集上のパターンは変わっていない。内容は、税法改正の必要性、経済社会的背景、改正への全般的な足取り等総論に当るものと、各税法の改正点の解説及び当年度の租税収入予算の算定・財政全般の中における租税の役割等に触れ、相当の配慮をうかがうことができる。

改正税法の解説が、このように一冊の書物となったのは、昭和三九年度からであり、以後二二年を閲し、都合二二冊が机上に揃うと、まさに壮観である。もちろん、多くの読者に迎えられることを願う実利的な面からの制約もあって、外観は必ずしも壮観とはいえないかも知れない。しかし、従来出版された「改正税法のすべて」を見てみると、各年度独立して出版されているとはいえず、一つの税制史を自ら形づくっているともいえる。

こうみてくると、「改正税法のすべて」の効用は計り知れないものがある。その時、その時の税法の改正にかたむけた時代の窺知を見るには誠に恰好なものであるし、そういう意味でまた壮観というほかないように思われるのだが。

ところで、「改正税法のすべて」が出版される以前の税法の解説は、昭和二〇年代においては、税の営利雑誌は、競って特輯号を出版するなどしたものである。したがって解説者は場合によっては超人的な執筆力を発揮せざるをえない立場に立たされた人もいたのである。ことに直接税のうち三税が申告納税制度にかわり、租税知識—実務面を含めて—の普及という面も手伝って、税の仕組み等の解説物が町に溢れたといっても過言ではない。心ある識者は、このような状況を「洛陽の紙価」をたかめるものと嘆じた。

もっとも、昭和二〇年代の前半は、税法の改正は、現在のよう年一回的な状態ではなかったことも、その一因であつたとみることが出来る。

朝令暮改の状態が続いたことも大いに解説書等の必要性を促がしたものといえる。そのような激しく移り変わった日々から二五・六年が経過した安定した今日、当時の税法の解説書等を見いだそうとすると、時間の経過は恐ろしいもので、それらのものを押し流した感が深い。

ことに、昭和二〇年の税制改正に関する解説を見いだそうとすることは至難の業というほかない。例えば、大蔵省関係職員の機関誌的役割を果していた「財政」は、同年の税制改正の特集号を企画編集し、印刷所へ回わしたところで、同年三月一〇日の東京大空襲により、すべてを灰燼に帰し、日の目を見ることはなかった。「財政」はこの戦時災害を機縁としてしばらくの間休刊に追い込まれた。また、政府の広報誌であった「週報」（内閣情報局編）も、税制改正要綱を掲載したのみで、氣息奄々の状態であつた。さらに、民間レベルでの税の解説誌としては帝國地方行政学会で発行されていた「税」をあげることができるが、同誌は、昭和一九年の中頃、諸般の事情の悪化で出版不能となり休刊を余儀なくされた。

ところで、戦後四〇年、今さら四〇年でもあるまいと思うが、場合によつては今もって戦後も終っていない状況も他方にはある。この間の税法の改正をたどることは、歴史は繰り返へすというが、その検証にもなるであろう。将来の税制の発展のためにも欠くべからざるものといえる。しかし、さきに見た情況から、税法改正の解説書等をも参照しながら知的向上を目指すとなれば、知的向上の前に相当の犠牲を強いられることとなる。管見の限りではあるが、右に述べた情況の中でさえ、わずかではあるが、若干の解説文を見いだすことができる。

これらの解説文等を本誌に掲載することは、多少場違いの感は免れないものの税法、税制の研究にあたっては、その研究の基底部分をなすものであり、これらの資料を紹介することは、知識の蓄積の場として活用することにもなり、惹いては研究者に無用の労力を強いることから解放する効用があるうと思ふわけである。

右のような意図から、差し当り昭和二〇年の税法改正のものから、当時の歴史的背景をも見ながら、資料の紹介をはじめていきたい。

もちろん、改正税法のみならず、新立法の税法の解説をも含め、何回かに分けて出来うれば集大成をしておきたいと思ふ今日この頃である。

解題

昭和二〇年の税法改正

昭和二〇年を便宜八月一五日前と以後に分け、八月一五日前を前半とすると、この期間は、連合軍の圧倒的な優位のもとに大東亜戦争が展開しており、わが国では目を重ねるごとに国力の消耗・劣勢が目に見え、敗戦への決定的瞬間へと近づききつゝ、八月一四日を迎えることとなる。戦時体制の終焉である。

税制の面でいえば、戦時インフレの吸収を考えながら、ともかく戦費の充当のための増税と、地方では戦力増強のための税の軽減措置、あるいは戦時災害による税の免除、免税が要求され、矛盾にみちた税制たらざるをえなかった。のみならず、事態が本土決戦へと事態が急回転すると、行政機構、行政手続の簡素化、戦時インフレによる新興所得階層の出現に対する税制面からの対応が焦眉的となる。

こうして昭和二〇年の税法の改正は、この年の前半に集中的に進行することとなった。すなわち、

一 昭和二〇年二月一四日公布の「所得税法外十六法律中改正法（法律第一六号）」及びこれに関連する勅令、省令等の改正

二 戦時緊急措置法（昭二〇・六・二一法律第三八号）を母胎とした「昭和二十年戦時緊急措置法ニ基ク税制ノ適正化ニ関スル件」（昭和二〇年勅令第四二三号）及び関連法規の制定・改廃があげられる。

これらは、国家の運命を賭けた戦時体制の総仕上げの意味をもつ。

さて、昭和二〇年の後半においては、大々的な税制改正は行われなかったものの、戦時色の払拭を目指した改正が行われたことである。戦時体制を支えた国家総動員法及び戦時緊急措置法の廃止並びに連合国最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）の指示により、税制関連法の廃止又は一部改正が進行することとなった。

その中で注目しなければならぬものとしては、「昭和二十年戦時緊急措置法ニ基ク税制ノ適正化ニ関スル件」の帰趨及び宗教法人令の制定による宗教法人に対する税制の対応の姿勢の変化である。これらについては、稿をあらためる。

ここでは昭和二〇年前半のものをとりあげる。すでに述べたようにこの期には、解説は極めて少く、「自治研究第二二巻」（良書普及会・昭和二〇年）から引用し、日本税務協会の機関誌「会報」の解説については表題のみに留め次号において紹介する。

二

所得税法外十六法律中改正法律（昭二〇法一六）の概要

この増税法の骨子は、昭和二〇年一月四日、増税案要綱として閣議において決定、翌五日発表された。要綱の方針によると、

戦時の推移に伴う臨時軍事費等の増加による財政需要の膨脹に対応し、租税収入の増加を図り、以て戦時財政の基礎を強固ならしめると共に、購買力の吸収により戦時経済の円滑な運営を期するため、分類所得税、法人税、特別法人税、通行税、酒税及び入場税の増徴を行うこととし、併せて租税の賦課徴収の簡素化を図ると共に、資金の蓄積その他戦時下緊急な諸旋策の遂行に資するため、適当な租税上の措置を講ずることであつた。

当時、石渡大蔵大臣は、この法律案の提案理由を次のように敷衍して述べる。

……戦局はいよいよ苛烈と相なり、臨時軍事費その他決戦下避くことのできない諸経費は相当多額に上るのでありまして、これに対処致しまして国庫収入の増加を図ると共に最近におきます通貨、金融等の諸情勢に顧みまされば、戦時経済の円滑な運営を図る為め、国民購買力の吸収に資する方途を講ずるの要緊切なものと認められるのであります。支那事変以来八回にわたり六十七億余円に達する増税に依りまして、国民の租税負担は著しく増加して居る際であります。政府と致しましては、この際重ねて増税を行うことはまことにやむを得ないものと認める次第でございます。しかして苛烈な戦局下におきまして、且つ税制の根本的改正を行いましてから未だ数年を経ない今日におきましては、租税制度に改廃を加えませぬで、現行制度に簡素且つ重点的に、分類所得税、法人税、酒税等の主な税目に付きまして、その税率の引上を行うことを適当と信じたのであります。なお、本増税の実施と共に戦時下緊要な諸施策の円滑な遂行に資する為租税の減免等を行いました、又官民相互の手数を省略し、非常の際における税務の運営を支障なからしめる等の為それぞれ必要な税制の改正を行った次第であります。(以下略)

こうして、本法による税法の改正は、所得税法、法人税法、特別法人税法、営業税法、臨時利得税法、地租法、通行税法、酒税法、遊興飲食税法、入場税法、骨牌税法、臨時租税措置法、所得税法人税内外地関渉法、戦時災害国税減免法、納税施設法および軽金屬製造事業法並びに国民貯蓄組合法にまで及んだ。

各個別税法では増税、臨時租税措置法以下は、各個別税法に対する減免税等の措置が規定され、就中、措置法においては法人の申告予納税制度が創設され、賦課制度のもとにおける課税手続の遅延の防止がはかられた。

「戦時緊急措置法ニ基ク税制ノ適正化ノ件」の概要

すでに見たようにこの勅令は、戦時緊急措置法を基本法として授權立法されたものであり、したがって、戦時緊急措置法と一体的なものとして理解しなければ、木を見て森を見ざる弊に陥ち入る危険があるように思われる。

そこで、同法案の議会への提案理由をみておく必要がある。

昭和二〇年六月九日、第八七回帝国議会において、鈴木貫太郎内閣総理大臣は、その提案理由を次のように述べた。

只今上程ニナリマシタ戦時緊急措置法案ニ付キマシテ、現下ノ非常事態ニ対応シ、国政ノ遂行ニ万遺憾ナキヲ期スルガ為ニハ、戦力ノ集中發揮ニ必要ナル各種事項ニ関シマシテ、応機ノ措置ヲ迅速果敢ニ講ズルノ要切ナルモノガアリマス。併シナガラ今日各種ノ法制ハ極メテ周密複雑デアリマシテ、為ニ戦時下行政ノ機動的ナル運営ヲ所期スルニ支障ヲ生ズル虞レアルコトモ亦決シテ少クナイノデアリマス。サレバト申シマシテ、之ヲ具体的必要ノ生ジマシタル都度、法令ノ改正ヲ行ヒ、然ル後ニ措置ヲ講ジ行ウト云フコトデハ、到底当面ノ必要ヲ満スコトヲ得ナイノデアリマス。又法律ヲ以テ規定スルヲ要スル事項ニ関シマシテモ、一々法律ヲ以テ帝国議会ノ協賛ヲ經マシテ、然ル後実施シテ行クコトハ、敵襲下ノコトデモアリ、事实上ノ問題トシテ不可能ノ場合モアリマセウシ、又其ノ暇ノナイ場合モ予想スルコトガ出来マス。仍テ茲ニ本法ノ制定ヲ仰ギマシテ、大東亞戦争ニ際シ、国家ノ危急ヲ克服ス

ル為メ緊急ノ必要アル時ハ、政府ハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ軍需生産ノ維持増強、食糧其ノ他生活必需物資ノ確保、運輸通信ノ維持増強、防衛ノ強化及ビ秩序ノ維持、税制ノ適正化、戦争ノ善後措置等、戦力ノ集中發揮ニ必要ナル諸般ノ事項ニ関シテ応機ノ措置ヲ講ズル為ニ必要ナル命令ヲ発シ、又ハ処分ヲ為シ得ルコトトシ、以テ現下ノ要請ニ応ゼントスルモノデアリマス。即チ本法第一条ノ規定等ノ定ムル所ニ依リ、予メ非常応急ノ措置ニ関スル大綱ヲ定メ置キ、現実具体ノ個々ノ必要ガ生ジマシタル都度、直チニ応機ノ措置ヲ講ジ得ルコトト致シマシテ、一方国民ヲシテ政府ノ措置ニ対応スル十分ナル準備ヲナサシムルト同時ニ、地方行政官庁ヲシテ是ガ適切ナル運営ニ万全ノ用意ヲ致サセタイト考エルノデアリマス。(以下中略)本法ガ制定セラレマシタル曉ニ於キマシテハ、政府ハ克ク本法ノ趣旨ニ鑑ミマシテ、各位ノ御信頼ニ背カズ、其ノ活用ニ十全ヲ期スル覚悟デアリマス。宜シク御審議ノ上御協議アランコトヲ御願ヒ申上ゲマス。

と。
 国家の危急存亡の際には、政府は他の法令にかかわらず、戦力の集中發揮に必要な事項について、応機の措置をとりうる途を拓こうとした。

ところで、戦時緊急措置法委員会では、税制の適正化をめぐる議論があった。

この議論は、前記の勅令の基本的姿勢をあらわしているので、勅令の概要を理解するうえで見落すことはできない。労を煩わず、会議録から引用しておく。

六月一〇日、戦時緊急措置法案委員会第二回において

○江口委員 △前略▽第五項ノ税制ノ適正化ト云フコトハ、甚ダ漠然タルモノデアリマスガ、是ハ憲法ニ於ケル所

ノ議會ノ予算審議權トノ關係モアリマスカラ、此ノ法案ニ依ツテ如何ニ税制ノ適正化ヲ図ラレルカト云フ政府ノ具體的ノ意圖ヲ御示シ願ヒタト思ヒマス

○広瀬國務大臣 税制ノ適正化ト云フ意味ニ付テ御説明ヲ申上ゲマス。御承知ノ通り現在ノ税制ハ極メテ複雑デアリマシテ、是ガ徴収ヲ致シマス手續ニ付キマシテモ、極メテ複雑ナ手續ヲ要スルコトハ御存ジノ通りダト思ヒマス。例ヘバ調書ニシテモサウデアリマスカ最近ニ於キマシテハ稅務署ノ人手ガ段々足りナクナリマシタ。又實際ソレデ現在ノヤウナ複雑ナ手續ヲ致シテ居リマスト、所期ノ徵稅ノ目的ヲ達シ得ナイト云フ虞ガ生ズルニ至ツタノデアリマス。又今後ノ狀況ヲ考ヘテ見マスト、交通機關ガ杜絶スルトカ、或ハ資材ノ不足ヲ來スト云フヤウナコトガ生ズル場合ニ於テハ、益々其ノ困難ガ多クナルト云フコトヲ考ヘナケレバナラヌノデアリマス。ソレデアリマスカラ今後ノ情勢ニ依ツテハ、現在ノ徵稅手續ヲ相当簡素化スル必要ガアルト思フノデアリマス。ソレデ今回ノ法律案ニ於テ謳ツテアル所ノ税制ノ適正化ト云フ言葉ハ、主トシテ此ノ徵稅ノ手續ヲ簡素化スルト云フコトヲ根幹ニ致シマシテ、其ノ外ニ場合ニ依ツテハ現在色々ナ稅ヲ取ツテ居リマスカ、其ノ中ニ於テ比較的稅額ガ少クテ、而モ之ヲ徴收スルノニ手数ガ非常ニ余計ニ掛ルト云フヤウナモノハ、此ノ際一時徵稅ヲ停止スルト云フコトモ考ヘタイト思フノデアリマス、ソレカラ今一ツハ例ヘバ新興所得ノ階級ニ対スル課稅ニ付キマシテハ、現在ノ課稅方法ヲ以テシテハ所期ノ目的ヲ達シ得ナイ虞ガアルノデアリマス。御存ジノヤウニ、現在ハ所得稅ニ付テハ總テ実績主義デアリマシテ、本年度ノ收入ヲ翌年ニ於テ其ノ実績ヲ調べマシテ課稅スルト云フコトガ原則トナツテ居リマスカ、只今申シマシタ新興所得階級ニ対スル課稅ハ、其ノ課稅方法ヲ改メマシテ、成ルベク當該年度ニ課稅ヲ致シマスナラバ、納稅者ノ方ニ於テモ國家ノ方ニ於テモ、最モ徴収シ易イ、又所期ノ目的ヲ達シ易イ、斯ウ云フ考ヘデアリマシテ、

大体今度ノ法案ニ於テハ此ノ三ツノ事柄ヲ実行致シタイ考ヘテ居ルノデアリマス。只今ハ抽象的ニ申上ゲマシタガ、具体的ニ然ラバドウ云フコトヲヤルノデアルカト云フコトヲ申シマス、第一番ニハ只今申シマシタ新興所得階層ニ対スル課税方法ノ変更デアリマス。ソレカラ第二ニハ分類所得税ノ課税ニ付キマシテ、例ヘバ現在国債ノ利子ノ課税ノ如キハ、各証券ニ付テ、利札ニ付テ一々分類所得税ヲ徴収シテ居ルノデアリマスガ、例ヘバ国債ノ利子ヲ税額ニ相当スルダケ低クシテ、サウシテ国債ハ無税ニスルト云フヤウナコトモ考ヘラレルノデアリマス。其ノ他甲種勤勞所得税ニ対スル税金ノ徴取方法ヲ、モツト簡素ニ致スト云フヤウナコトモ考ヘテ居ルノデアリマス。又各種ノ支払調書ノ提出ヲ成ベク少クスルト云フヤウナコトモ考ヘテ居ルノデアリマス。或ハ納期ニ付テ特例ヲ設ケマストカ、間接税ニ付テ申告納税制度ヲ設ケマストカ、登録税ニ付キマシテハ現金ヲ以テ納付サセル、ソウ云フヤウナコトモ考ヘル。今一ツハ現在配当利子特別税、外貨債特別税、有価証券移転税、建築税、電気瓦斯税、印紙税、広告税、馬券税、是等ノ課税ニ付テ、是ハ先程申シマシタヤウニ手数が非常ニ掛カリマシテ、而モ税額ガ比較的小イノデアリマスノデ、是ガ課税ヲ一時停止スルコトニ致シタイト云フ風ニ考ヘテ居ルノデアリマス。政府トシテ只今考ヘテ居リマスコトハ、大体此ノ程度デアリマシテ、是レ以上ノコトハ致サナイ積リテ居ルノデアリマス。

○江口委員 サウシマスト、憲法第六十二条ニ依ル所ノ新タナ租税ヲ課スルトカ、或ハ税率ヲ變更スルヤウナコトハ、此ノ法案ニ於テハ意図シテ居ナイト云フコトニ受取ツテ宜シウゴザイマスカ。

○広瀬国務大臣 大体御趣旨ノ通りデアリマス。殊ニ直接税ニ付キマシテハ、既ニ本年度ノ調定リ殆ド完了致シテ居ルノデアリマス。随ヒマシテ来年度以後ノ直接税ニ付キマシテハ、本年冬ノ議會ニ若シ改正スル必要アリトスレバ、之ヲ提出スレバ十分間ニ合フノデアリマシテ、又此ノ税制ノ適正化ト云フ文字ノ中ニハ、組織的ナ税制ヲ改正

スルト云フ意味ハ含メテ居ラナイ積リデ居リマス。

○江口委員 ソレデハ只今御話ノヤウナ案件ヲ処理スルニ付キマシテハ、憲法第七十条ニ依ル所ノ財政上ノ必要処分ニ依ル途ガ開ケテ居ルノデアリマスガ、ソレニ依ラズシテ、本法案ニ依ラナクチャナラヌト云フ理由ガアリマスカ。

○広瀬國務大臣 本法案ガ通過致シマスレバ、先程カラ御説明致シマシタ範圍ニ於マシテハ、本法律ノ適用ニ依ツテ……、尚申添ヘテ置キマスガ、是等ノ税制ニ関スル問題ハ、今後ニ於テモ総テ勅令ヲ以テ制定致シタイト考ヘテ居リマス。サウ云フ風ニ勅令デ致シタイト思ヒマスガ、併シ若シ此ノ法案ガ成立致シマセンケレバ、御説ノ通り必要ナラバ憲法第七十条ノ御発動ヲ願フ積リデ居ル次第デアリマス。

○江口委員 分リマシタ。本法案ガ必ズシモ税制ノ適正化ノ為ニナクテハナラヌモノデハナイカト云フコトガ分ツタノデアリマス(以下略)。

翌一日、同委員会第三回で、委員会ノ態度決定ニ必要ナル討論ガ、清瀬委員と政府との間で持たれた。税制ノ適正化をめぐつて必要ナルところを會議録から抄録しておく。

○清瀬委員 是ヨリ我々ハ本案ニ対スル賛否ノ態度ヲ決スルノデアリマスルガ、其ノ為ニ是非必要ト思ヒマスル四、五ノ点ニ付テ、政府ノ所見ヲ質シテ置キタイト存ジマス。此ノ中ニハ既ニ先日以來ノ質疑応答デ現ハレテ居ルコトモアリマスケレドモ、改メテ簡潔ニ政府ノ御見解ノ御表明ヲ願フノデアリマス。(中略)

第三番目ニ、本案第一条ノ第五号ニ「税制ノ適正化」ト云フ文字ガアリマス。税制ト云フ文字ハ民間デハ租税制度ト云フ風ニモ解釈サレ、此ノ文字ソレ自体ニ依レバ非常ニ大キナ、場合ニ依ツテハ増税ヲモ含ミハセヌカト云ツ

タヨウナ文字上ノ疑義サヘ生ジマスルガ、若シ之ヲ含マズトスルナラバ、又如何ナルコトヲ此ノ税制ノ適正化ノ項目ノ下ニ於テナサルノダト云フ御決心ガアルナラバ、是モ御言明デハナクシテ、勅令ニ於テ之ヲ明カニセラレル御意思ハナイカヲ質シテ置キタイト存ジマス。是ガ第三デアリマス。

○松阪國務大臣 清瀨君ノ御質問ニ対シテ政府トシテ御答ヘ致シマス。(中略)

第三ノ税制ノ適正化ノ問題ニ、後刻大藏大臣ヨリ御答ヘ致スコトニ致シタイト思ヒマス。(後略)

○〇瀬國務大臣 第一条第五号ニアリマス所ノ税制ノ適正化ニ関スル意味ヲ御説明申シマス。税制ノ適正化ト申シマスノハ、租税制度ヲ極力簡素化スルコトヲ主眼点ト致シマシテ、之ニ併セマシテ課税制度ノ適正ヲ図リマスル為ニ、時局下切実ノ必要ニ迫ラレテ居ル事項ヲ実施シヨウトスルモノデアリマス。即チ税額ガ僅少デアルノニモ拘リマセズ、課税上ノ手数ガ煩雜デアリマス所ノ印紙税、電気瓦斯税等ノ課税ヲ一時停止致シマシテ、尚又源泉課税ノ分類所得税及ビ間接税ノ徴収手続ヲ簡素化スル等ノ、賦課徴収上ノ官民相互ノ手数ヲ省略セントスルモノデアリマス。又新興所得階層等、時局ニ依リマシテ所得ノ激増スト認メラレマスモノニ対シマシテハ、一層負担力ニ相応シマスル所ノ課税ヲ致シマスル為ニ、課税方法ヲ改メル等ノ改正ヲ行ハントスルモノデアリマス。新税ヲ増設シ、又ハ税率ヲ変更スルガ如キ一般的税制改正ハ考エテハ居リマセヌ。此ノコトハ本法施行ノ際ノ勅令ニ明定スル考ヘデアリマス。

以上、戦時緊急措置法案審議の際の「税制ノ適正化」に関連する立法的配慮の背景を見た。

本土決戦を覚悟した政府は、地方の分断のあるべきを予想し、六月一〇日地方総監府を設置した。国家機能の分散を意図しつつ、租税行政の一元的確保を目指し、効率の高い租税収入の方法が、「税制ノ適正化」のもとに勅令によ

って応機の措置がとられることになったのである。以上を前提として、昭和二十年初頭の税法改正から、次に解説に
はいる。

改正税法のすべて 昭和二〇年

目次

一 今次増税の概要					大蔵書記官	平田敬一郎
――今回第九次増税の内容及税制改正に就て――						
二 新所得税法解説		次号掲載			無	署 名
三 法人税について		次号掲載		大蔵省主税局	吉本	恵
四 特別法人税		次号掲載		大蔵省主税局	市丸吉右衛門	
五 営業税		次号掲載		大蔵省主税局	吉本	恵
六 遊興飲食税の改正について		次号掲載			山口善右衛門	
七 臨時租税措置法の改正（未完）		次号掲載			大蔵理事官	明里長太郎
八 法人の申告納税制度		次号掲載			大蔵理事官	明里長太郎
九 個人の戦時災害減免とその手続		次号掲載			大蔵省主税局	田口 卯一
一〇 地方税法及地方分与税法中改正法律案要綱に就いて		次号掲載			内務事務官	奥野 誠亮
一一 税制適正化に関する勅令の解明		次号掲載			無	署 名

今次増税の概要

— 今回第九次増税の内容及税制改正に就て —

大蔵書記官 平田敬一郎

一 増税等の趣旨

支那事変勃発以来既に八回に亘り六十七億余円に達する増税が行われ、国民の租税負担は著しく増加しているのであるが、決戦下臨時軍事費其の他の諸経費の増加することはこれ亦避くべからざるを以て、これに対処して国庫収入の増加を図るの要あると共に一面通貨、金融等の諸情勢に顧み国民購買力を吸収し戦時経済の運営を円滑ならしむる方途を講ずるの必要があるので、昭和二十年度に於ても亦増税を行ふこととなつたのである。而して、増税等の立案に当っては、緊迫せる現下の諸情勢、国民負担の現況、税務行政の実情等を充分考慮し、此の際としては、現行租税制度の根本に改廃を加ふることはこれを避け、現行制度の下に簡素且つ重点的なる増税を行ふことが最も適当と認められるので、分類所得税、法人税、特別法人税、通行税、酒税及入場税の主要なる六税目の租税に付増徴を行ふこととなつたのである。尚これら増徴と共に一面戦時下緊要なる生産力の拡充、防空疎開等の諸政策の遂行に資する為、租税の減免を行ひ或は官民相互の手数数の省略の為又或は非常の際に於ける税務行政の運営に支障なからしめんが為、夫々必要なる税法の改正を行ひ万全を期することとなつた。

鉄道運賃引上	—	—	—	二六九、〇三三	—	—	—	三五六、五五八	—	三六六、二五五
通信料金引上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	一〇一、五〇七	三三三、七五七	一、五八、八〇〇	八四四、七五七	二、三〇六、〇六六	一、五〇六、七六六	三、四二二、四八一	二、二六七、〇〇七	五、五三三	六六、三三六
備考										

- 一 増収額は総て平年度額を掲ぐ
- 二 昭和十五年度の内書は地方分与税等を除きたる国庫純増収額を示す
- 三 昭和十七年度には昭和十六年度実施に係る酒税等の増徴分を含む
- 四 昭和十九年度以降の外書は還付税収入の増収額を示す
- 五 煙草値上等は専売局益金の増収額を、鉄道運賃の引上は運賃収入増加額を、通信料金引上は通信料金の増加額を掲ぐ
- 六 煙草値上等の年度区分は実施の年度に依らず、之と平行実施したる増税の年度に依る
- 七 鉄道運賃引上の昭和十九年度分は旅客運賃の引上に因る増収を示す

第二表 増税等に因る増収見込額概算（単位百万円）

租 税	本 年		増 収 額	増 加 割 合	初年度増収額
	基本予算額	改正後見込額			
一 所 得 税	四、七四七	五、五八七	八四〇	・一七七	七六九
分 類 所 得 税	三、六五五	四、四九五	八四〇	・二二九	七六九
二 法 人 税	一、四五二	一、五七七	一二七	・〇八七	九四

三 特別法人税	二五	二	・一〇〇	一
四 通行税	一一五	二二八	一〇三	九四
五 酒税	九七八	一、六八三	七〇四	六四六
六 入場税	一一八	二二一	一〇三	九四
七 其の他	四、〇四一	四、〇四一	—	—
租 税 合 計	一一、四七七	一三、三五九	一、八八一	一、七〇一
還 付 税 収 入	二六〇	二六〇	—	—
印 紙 収 入	二七九	二七九	—	—
税制改正に因る増減		減 七六	減 七六	増 二二二
総 計	一二、〇一八	一三、八二三	一、八〇五	一、九三三

尚、新興所得階層その他時局下所得の激増した者に対しては、税務の運用に依って極力課税の充実を期することと
なっている。これ等の者に対し課税の充実を図るの必要あることは当然であるが、それは税制の問題に非ずして、税
務運用の問題と認められるのである。

二 増 税 の 内 容

一 分類所得税 所得税はこれを分類所得税と総合所得税に分ち、分類所得税は所得の種類に応じて課税し、総合
所得税は総ての所得を綜合し一定額——三千円以上の所得者に課税することとなつてゐるのであるが、今回の増徴は

綜合所得税に付ては現行の儘据え置くこととし、分類所得税に付てのみ増徴を行ふこととし税率を原則として百分の三引上げることとなつたのである。即ち勤勞所得に付ては現行百分の十五の税率を百分の十八に、事業所得（甲種、乙種共）に付ては所得年額千円以下の小所得者の税率百分の十五を百分の十八に、千円を超ゆるものの百分の十八を百分の二十一に、配当利子所得に付ては国債の利子百分の十三を百分の十六に、国債以外の公債の利子百分の十九を百分の二十二に、銀行預金及合同運用信託にして元本五千円を超ゆるもの利子又は利益百分の二十を百分の二十三に夫々百分の三引上げ、又山林の所得及退職所得に付ても各々百分の三引上げたのである。唯不動産所得に付ては百分の二十一を百分の二十三とし百分の二の引上げに止め、他の資産所得即ち配当利子所得の一般税割と同様の税率に依り課税することとなつたのである。尚銀行預金の利子及合同運用信託の利益等にして元本五千円以下のものに付てはその性質に顧み現行百分の五を百分の七とし百分の二の引上げに止めた。又元本五千円を超ゆる銀行貯蓄預金、市町村農業会貯金等の利子に付ては、従来は一般の銀行預金の利子より百分の五低き税率、即ち百分の十五の税率に依り課税してゐたのであるが、今回これを一般の銀行預金と同率の課税を為すこととしたのであり、他面臨時租税措置法に依る長期貯蓄に対する税率の軽減（軽減税率百分の六）規定をこれらの預貯金に対しても適用することとし、又市町村農業会貯金にして国民貯蓄組合法の免税条件に該当するものは、国民貯蓄組合の貯金に準じ元本一万円を限り所得税を課せざることとしたのである。この外資信託の利益に付てもその所得の性質より見て若干斟酌するを適當と認め他の合同運用信託の利益百分の二十三より二軽減し百分の二十一の税率に依り課税することとしたのである。尚免税点及基礎控除並に扶養家族及生命保険料の控除に付ては今回の増税に於ては現行の儘据え置くこととしたのである。

今次増税の前後に於ける不動産所得、勤労所得及事業所得の負担額を示せば次の如くである。

第三表 増税前後に於ける所得税負担額比較表

所得金額 円	個人		妻及子	
	分 円	身 円	分 円	身 円
一、〇〇〇	二二〇〇	一一〇〇	一一三八	一一三八
二、〇〇〇	四四二〇	二二〇〇	三三八八	三三八八
三、〇〇〇	六六三〇	三三〇〇	六五五八	六五五八
五、〇〇〇	一〇五五〇	一六六〇〇	〇九七八	二一三八
八、〇〇〇	一六四八〇	二二二〇〇	七六〇八	三二七八
一〇、〇〇〇	二二〇〇〇	二八八〇〇	二〇二八	二〇七八
三〇、〇〇〇	六六九〇〇	八二二〇〇	八二二八	二六三八
五〇、〇〇〇	一一〇〇〇〇	一二二〇〇〇	一四二八	二七三八

(右現行、左改正を示す)

二 勤勞所得

一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	二二〇〇、〇〇〇	二二〇〇、〇〇〇
一一七四	八七	二二〇〇	二二〇〇
八九二〇	八九二〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
四四一、〇〇〇	一一五五	六六七七	六六七七
〇〇〇〇	八八〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
五五八五	二二四三	九八〇八	九八〇八
九九二〇	七〇二〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
一一七四	八七	二二〇〇	二二〇〇
八八〇八	八三〇八	〇〇〇〇	〇〇〇〇
四四一、〇〇〇	一一五五	六六七七	六六七七
〇〇〇〇	八八〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
五五八五	二二四三	九八〇八	九八〇八
八八二四	六一四八	〇〇〇〇	〇〇〇〇

三 事業所得（甲種及乙種）

一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	八、〇〇〇	五、〇〇〇	三、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
二〇九九	二〇七	一〇八	六五	二一	一、一	九八二六八	五四六八	三三八八	一〇九〇	一一七九九
九九二六八	九九二六八	四九二六八	二二二六八	〇七二六八	五三六六八	九八二六八	五四六八	三三八八	一〇九〇	八九一〇
六六七、一〇〇〇〇	四四、〇〇〇〇	一五五、八八〇〇	七七、四四〇〇	一、〇〇五五〇〇	六六、〇〇〇〇	一一六六〇〇				六六七、一〇〇〇〇
八八五〇〇、九九二六八	六五八、九九二六八	二六四、二七三六八	一一三、六七三六八	三三、〇七七六八	二一、二〇七六八	一、一九二六八	五四六八	三三八八	一〇九〇	八八二〇〇、九九二二
二〇九九	二〇七	一〇八	六五	二一	一、一	八七五四	四三九六	二一六	三一八	一一七九九
八八四五四六	八八四五四六	三八四四六	一二四四六	九六四四六	五二九四六	八七五四	四三九六	二一六	三一八	八八三〇八
六六七、一〇〇〇〇	四四、〇〇〇〇	一五五、八八〇〇	七七、四四〇〇	一、〇〇五五〇〇	六六、〇〇〇〇	一一六六〇〇				六六七、一〇〇〇〇
八八五〇〇、八八五六四六	六五八、八八五六四六	二六四、一六五四六	一一三、五六五四六	三三、九七〇四六	二一、九三〇四六	一、〇九五四	四三九六	二一六	三一八	八八二〇〇、八八四〇八

二 法人税

今回は最も簡易なる方法に依り増税を行ふことを主眼として各種の所得に付比例的に増徴を行ひ前述の如く個人に付ては分類所得税に付百分の三引上げることとなつたので、法人に付ても分類所得税の引上げに照応して所得に対する法人税を百分の三引き上ぐることとし、資本に対する税率は現行の儘据置くこととなつた。法人に対する増徴に当りては常にこれが産業界に及ぼす影響を充分考慮して行はれるのであるが、今次の増徴によつても配当に及ぼす影響等は極めて軽微であつて、この程度の増徴に於ては左したる影響なきものと認められるのである。

今回の増徴が配当に及ぼす影響を仮に払込資本金百万円、積立金三十万円即ち自己資本百三十万円の法人が払込資本金に対し年二割、即ち二十万円の利益を挙げたる場合を仮定するに、先づ利益に対する現行負担額は臨時利得税四二、〇〇〇円、法人税五一、三〇〇円（資本に対する法人税を含む）、營業税一二、六〇〇円（附加税を含む）、合計一〇五、九四〇円に対して利益に対する負担割合五割二分九厘となり、この税引所得九四、〇六〇円より更に法定積立金四、七〇三元、法定役員賞与一三、四〇〇円を控除したる残額七五、九五七円を全額配当に充つるとすれば、配当可能率七分五厘と爲る。これを増徴後に付て見るに臨時利得税四二、〇〇〇円（資本に対する法人税を含む）、營業税一二、六四〇円（附加税を含む）、合計一三〇、六八〇円にして利益に対する負担割合五割五分三厘と爲り、この税引所八九、三二〇円より法定積立金四四六六円、法定役員賞与一三、四〇〇円を控除したる残額七一、四五四円を出述の場合と同様全額配当に充つるとせば配当可能率七分一厘となる。而して増徴前後の負担率及配当可能率の増減を比較するに僅かに負担に於て二分四厘増、配当率に於て四厘影響する程度であるので、この程度の増徴に於ては産業界に悪影響を及ぼすが如きことなきものと認めたのである*。

三 特別法人税

法人税の増徴に伴ひ特別法人税に付ても現行の百分の二十を百分の二十二とし百分の二の増徴

を行ふこととなつのである。

今回の増徴は個人、法人共に原則として所得に対する税率百分の三引上げたるに特別の法人に付てはこれを百分の二に止めたのは特別の法人の負担の状況と、今一つは特別法人税に付ては昨年の増徴に当り一般の法人の税率は百分の五引上ごたのに対し特別の法人の税率は百分の七・五引上げたる点等をも考慮し今回はこの程度に止めたのである。

四 通行税 本税に付ては現行の課税基礎の下にその税率を倍額程度増徴することとし、普通税率を三等一軒二厘五毛を五厘に、二等一銭二厘五毛を二銭に、一等二銭五厘を四銭に引上げその他定期乗車券に付てもこれに準じ引上げを行なつたのである。

五 酒税 酒類消費の現状に顧みて各酒類の品質に応じ夫々差等を附して全酒類に付税率の引上げを行ふと共に配給上手数を省略する等各般の事情を考慮し価格特配酒を廃止した。但し数量の特配として供給される見込である。

先づ清酒に付ては第一級酒は現在一石に付九百九十五円、第二級酒は六百二十円の税率であるが、生産、配給等の見地よりしてその区分を撤廃し、第一級酒及第二級酒を併せてこれを第一級酒とし、一石に付千二百四十五円とし、現在の第三級酒は一石に付三百四十円であるが、これを第二級酒とし、一石に付五百八十五円に引上ぐることとなつたのである。その結果清酒の小売価格は第一級酒は一升到付十五円程度、第二級酒は八円程度となる見込である。

又合成酒に付ても現在の二階級の区分を統合すると共に清酒に準じ現行第一級酒一石に付四百四十五円、第二級酒一石に付三百十円を併せて一石に付五百四十五円とし、麦酒に付ては現行一石に付二百八十円の税率を四百五十円に引上ぐることにした。この結果普通醸一本の小売価格一円三十五銭のものが大体二円程度となる見込である。その他

味醂、焼酎、雑酒等に付ても品質等に応じ税負担に差等を設けつつ適當と認むる税率の引上げを行ふこととなつたのである。

六 入場税

最近は間接税の課税物件の消費は相当減少しつつあるも、入場税の課税物件は却つて増加しつつある現状なると、一面浮動購買力の吸収の必要等をも考慮し、この際相当程度の税率の引上げを行ふことが適當である。と認め、第一種即ち映画館、劇場等の入場料に付ては現行税率は五十銭未満のものは百分の三十、一円未満のものは百分の六十を統合して百分の百に引上げ、一円以上のものは現在入場料に應じ百分の百乃至百分の二百となつてゐるのであるが、これを統合して百分の二百とし、又第二種即ち撞球場、麻雀場等に付ても現行税率百分の四十乃至百分の五十を百分の百乃至百分の二百に引上げたのである。以上が今回の増税の概要である。

三 租税減免に関する改正

今回の増税と共に税法を改正し企業の再編成、資金の蓄積、防空疎開及自作農創設維持事業等時局下緊要なる諸策の円滑なる遂行に資する為租税の減免の範囲を拡張する等適當なる措置が講ぜられたのであるが、その主なるものは次の如くである。

一 貯蓄の増強

貯蓄の増強に資する為従来より長期貯蓄即ち一定期間（三年）払戻を為さざることを約したる定期預金又は合同運用信託の利子又は利益並に登録したる公債及社債の利子に付ては分類所得税の税率現行百分の十五を軽減し百分の十五としてゐたのであるが、戦時下益々貯蓄の重要性を加ふる点に鑑みこれが増強を図る為一定期間即ち契約期間又は登録期間三年を一年に短縮すると共に軽減税率百分の五を百分の六とし増徴後の税率百分の二

十三を六軽減し百分の十七の税率を以て課税することとしたのである。尚従来は預金に付ては銀行定期預金に限られてゐたのであるが、今回貯蓄銀行預金及市町村農業会貯金等に付ても一般の銀行預金と同様の税率に依り分類所得税を課税することとなつたので、これらの預貯金の中定期預金、据置貯金（据置期間一年以上のもの）及これらに類する預金に付ては軽減を認むることとなつたのである。尚元本五千円以下の銀行預金等に対する税率は、既に説明した如く、百分の二の引上げに止め、百分の五を百分の七と改められたのである。^{**}

二 企業整備 時局の要請に基く企業の合同等の為転廃業を爲したる者又は事業に属する設備を譲渡したる者に對して従前より所得税、法人税、營業税又は臨時利得税を軽減、免除し又は課税標準の計算に關する特例が設けられてゐたのであるが、これらの特例の適用は昭和十九年十二月三十一日迄に爲したるもの又は昭和二十年三月三十一日迄に爲したるものに限ることとなつてゐるのであるが、最近の状況に顧みこれが適用を一年延長すると共に、個人が企業整備の爲転廃業を爲したる場合の所得税等の軽減又は免除は營業の全部又は大部分を廢止したるものに付てのみであつたのを、企業整備は必ずしも營業のみには非ざるを以て今回營業以外の事業を廢止したる者に付ても当該事業より生ずる所得に對する所得税を、營業を廢止したる場合に準じ軽減又は免除することとしたのである。

次に個人が企業整備に因り不動産、鉱業権等を譲渡したる場合の譲渡利得に對する臨時利得税の課税に付ては現在利得金額の二割を控除して課税することとなつてゐるのであるが、これを擴張して三割を控除して課税することに改めたのである。

尚法人が企業整備に因つて解散又は合併したる場合は従来より法人自体に課せらるべき清算所得に對する法人税と株主の受くる看做配当に對する分類所得税とが夫々軽減されてゐたのである。ところが今回法人税の改正に依り法人が

解散又は合併したる場合の課税に付ては後に述べるが如く従来の法人自体に対する課税と株主に対する課税を統合し法人に付てのみ清算所得として課税することに改められ、これが軽減に付ては次の如く改正されると共に軽減の程度に付ても拡張されたのである。

法人税法第十六条に規定する税率

(一) 払込資本金額百万円以下の法人

百分の二十六を百分の十二(百分の十三軽減)

百分の四十八を百分の二十七(百分の二十一軽減)

(二) 払込資本金額百万円を越ゆる法人

百分の二十六を百分の十三(百分の十三軽減)

百分の四十八を百分の三十二(百分の十六軽減)

三 応徴者に対する減免 徴用に因り営業を廃止したる場合は所得税等を軽減又は免除することとなつてゐるのであるが、営業以外の事業を廃止したる者又は徴用に因り退職したる者に対しては軽減又は免除されてゐなかつたので、今回これらに対しても所得税を軽減又は免除することに改正したのである。徴用の為営業以外の事業を廃止したる場合は企業整備の場合と同様に営業を廃止した場合に準じ所得税を軽減又は免除するのである。又徴用の為退職したる者に対しては、応徴後の俸給、給料等が退職前即ち応徴前の俸給、給料等に比し激減したる場合は大体五割程度以上減少したる場合に限り応徴前に支払を受けたる俸給、給料等に対し課せられるべき所得税即ち乙種の勤勞所得に對する分類所得税及当該勤勞所得に對する綜合所得税を軽減又は免除することとしたのである。

四 防空疎開 防空疎開の為不動産を譲渡したる場合の譲渡利得に対する臨時利得税の課税に当つてはその利得を控除して課税することとなつてゐるが、今回これを三割控除に改めると共に不動産等の譲渡が防空法第五条ノの規定に基く命令に依るもの即ち強制疎開に依るものなるときはその譲渡の性質に鑑み当該譲渡に依つて生ずる譲渡利得に付ては臨時利得税を免除することとなつたのである。尚防空疎開の為営業以外の事業を廃止したる者に付ても企業整備の場合と同様所得税を軽減又は免除することと為つたのである。

五 自作農創設維持事業 自作農創設維持事業の為田畑を譲渡した場合の譲渡利得に対する臨時利得税に付てもその利得より二割を控除して課税することになつてゐるのを三割控除に改めると共に農地調整法第四条の自作農創設維持の事業を行ふ団体より受くる報奨金は譲渡利得の計算上収入金額に算入しない、即ち課税の対象としないこととし、自作農創設維持事業の促進を図ることとした。

六 山林の増伐 時局の要請に基き山林を増伐したる者に対しては増伐部分の所得の三割を控除して所得税を課税してゐたのであるが、木材及薪炭の増産の重要性に鑑み従来の軽減割合を更に拡張し増伐所得の五割を控除することとしたのである。尚これに伴つて従来は増伐の基準を昭和十七年中の山林の所得の実績に依つてゐたのであるが、これを昭和十七年中及同十八年中の山林の所得の平均額より二割を控除したるものを増伐の基準とすることに改正する見込である。

七 所得の減少の場合 個人の所得税、営業税及臨時利得税は前年の実績に依る所得、純益及利益に基きその年の課税を為す所謂実績課税主義を採用してゐるのであるが、最近の如く企業の統制並に配給統制等の為実績主義を貫くときは理論は兎も角実情に副はざる点もあるので従来より営業所得に付ては既往の実績即ち前三年の平均に依る

所得金額に対しその年の所得金額が五割以上減少したるときはその減少割合に従ひ所得税、營業税及臨時利得税を軽減することとなつてゐるのであるが、今回營業以外の事業の所得に付ても同様減少したる場合は軽減することとし且軽減の基準となる所得、純益及利益を前三年の平均を前年の実績即ち其の年分の決定額に改め、軽減割合及軽減を拡張したのである。

八 其他 軽金属製造事業の設備を軽金属製造事業法施行後五年以内に新設又は増設したる場合は五年間法人税營業税を免除せられることとなつてゐたのであるが、今回新設又は増設の期限を五年延長することとし、又、信託会社の引受けたる合同運用信託の信託財産中登録したる公債及社債の利子に付ては分類所得税を免除することとしたのである。^{***}

四 賦課徴収の簡素化

賦課徴収の簡素化を図り税務の円滑なる運営を期するの必要緊切なるものがあり現下の情勢に鑑み相当思ひきつた改正を必要とするので次の如く税法の改正が行はれた。これが主なるものに付て述べることにする。

一 株式の清算取引所得 株式の清算取引所得に付ては前年中の損益を通算し課税してゐたのであるが、本税の性質並に事務簡素化、納税の円滑等の見地よりこの方法を改め、一決済毎にその所得に対し百分の五乃至百分の二十の税率に依り源泉課税を行ふこととしたのである。

二 法人の清算所得 法人が合併又は解散したる場合は先づ法人自体に対し清算所得として法人税を課税し、株主に分配さるるもの所謂看做配当に付ては、分類所得税を一般の利益配当と同様に課税し、綜合所得と区分し五分五

乗の方法に依り課税し来つたのであるが、本所得の性質上斯る課税を行ふことは負担関係、手数等の見地より必ずしも適當でないと思はれるので、所得税としての課税を廃止し、これを法人の清算所得に対する法人税及特別の法人の清算剰余金に対する特別法人税に統合して課税することに改めたのである。

三 扶養家族等の控除申請 扶養家族及生命保険料の控除は従来所得者の申請を要件とし、申請なき者に対しては控除を認めざりし為、往々新規納税者等に付、不都合なる場合も見受けられるので、特別の事情ありと認められた場合に限り申請なき場合に於ても控除し得ることとしたのである。

四 地租及家屋税 地租及家屋税に付ては、賃賃価格の合計が五円未満なるときは徴収しないことになつてゐるが、今回これを十円に引上げ徴収事務の簡素化を図つたのである。

五 所得税等の納期の簡素化 所得税及個人の臨時利得税の納期は年四回であつたのを年二回に改むると共に、納税者の納税関係等を考慮し營業税、地租等の納期をも改正して相互の調整を図ることとした。これは市町村及稅務署の徴稅手續の簡素化に役立つこと大なりと認められるのである。

第四表 改正に因る新旧比較（下段改正）

所得税	七月、九月、十一月、二月（四期）	——	八月、一月（二期）
臨時利得税	八月、十月、一月、三月（四期）	——	十月、三月（二期）
營業税	八月、一月（二期）	——	九月、二月（二期）
家屋税	七月、二月（二期）	——	七月（全）

六 遊興飲食税及骨牌税 遊興飲食税に付ても日本式旅館に於ては従来宿泊料金と食事料金とは別個に課税してゐたのであるが、これを一括して課税することとし、尚納税切符の使用範囲の拡張及納税証紙の貼用を省略し得る途を拓くこととし、又骨牌税に付ても納税済証印の押捺を以て印紙貼用に代へ得る特例を設くる等の措置を講じたのである。

五 法人の申告納税制度其の他

現下の緊迫せる情勢に対処し、稅務行政の円滑なる運営を期する為諸種の改正を行つたのである。

一 法人の申告納税制度 先づその中最も注目すべきものは法人に対し申告納税制度を設けたことである。これは法人の課税制度に対する重大なる改正である。

従来法人が納付すべき法人税、臨時利得税及營業税は決算確定後三十日以内に法人より所得、純益等の申告のありたる後稅務署長に於てこれを決定し徵收することとなつてゐたのである。従つて申告より決定、徵收に至る迄は如何に事務の促進を図ると雖も相當の期間を経過し一面國庫收入の遲延を來すと共に法人に於ても決定遲延の為適正なる經理を為し得ざるが如き場合も生じ適當ならざる点あるに顧み、今回差当り公稱資本金五百万円以上の法人等に対しては決算確定後六十日以内に所得、純益等の申告と同時に法人税、臨時利得税及營業税を法人自ら計算し、納付せしむることとしたのである。尤も申告納税制度を設くるも稅務官庁に於ては従来と同様後日これが調査の上法人稅法等

の法規に照し納付税額に過不足ある場合はこれを追徴、還付することとなつてゐる。尚納期限迄に納付せざるとき又は納付するも不足額あるときは納期限の翌日より納付の日の前日迄の日数に応じ納付すべき税額又は不足税額百円に付一日二銭乃至四銭程度の割合を以て計算したる金額を各当該税額に加算し徴収することとしたのである。

二 戦時災害の場合に於ける非常措置 戦時災害の場合に於ける租税の軽減、免除等に付ては既に法令の制定を見て居るのであるが、最近における空襲激化の情勢に対処する為戦時災害に関する被害者の納付すべき国税に付軽減、免除を為すのみならず之が課税標準の調査、決定に關しても特例を設くるの要ありと認めざるを以つて、例へば緊急已むを得ざる場合の所得調査委員会に關する特例即ち所得調査委員会の調査を経ずして税務署長に於て所得金額等の決定を為し、又要すれば開会日数の変更、所得調査委員の法定出席数の排除等機宜に應ずる処置を為し得ることとしたのである。

三 その他 法人の經濟統制違反等に依り納付したる罰金又は料金を従來の如く法人の所得、純益等の計算上これを損害に認むることとせば負担の適正を欠くのみならず罰金又は料金を納付せしむるもその金額の大部分は租税の軽減と相殺さるることとなり処罰の目的に副はざるを以て、今回法人の納付したる罰金又は法人税法に依る所得、營業税法に依る純益及臨時利得税法に依る利益の計算上これを損金に算入しないこととしたのである。又納税施設法に依つて納税団体の管理する納税資金等の亡失したる場合に於ける納税者に対する救済規定を整備する為納税施設法に付適當なる改正を行つたのである。^{***} (昭和二〇年三月一五日)

* 以上 自治研究 21卷2号所収

** 21卷3・4号所収

〃

21卷5・6号所収

〃

21卷7・8号所収

資料

税制改正要綱

改正税法等の目録

昭和二〇年増税等に関する要綱(昭二〇・一・四閣議決定)

昭和二〇年戦時緊急措置法ニ基ク税制ノ適正化ニ関スル勅令案要綱(昭二〇・七・一戦時緊急措置委員会決定)

改正税法関係法令目録

所得税外十六法律中改正法律(昭和二〇・二・一四法律第一六号)

内容

第一条 所得税法中改正

第二条 法人税法中改正

第三条 特別法人税法中改正

第四条 營業税法中改正

第五条 臨時利得税法中改正

- 第六條 地租法中改正
 - 第七條 通行稅法中改正
 - 第八條 酒稅法中改正
 - 第九條 遊興飲食稅法中改正
 - 第十條 入場稅法中改正
 - 第十一條 骨牌稅法中改正
 - 第十二條 臨時租稅措置法中改正
 - 第十三條 所得稅法人稅內外地關涉法中改正
 - 第十四條 戰時災害國稅減免法中改正
 - 第十五條 納稅施設法中改正
 - 第十六條 輕金屬製造事業法中改正
 - 第十七條 國民貯蓄組合法中改正
- 附則
- 第十八條 施行日等
 - 第十九條 經過規定等

所得稅法施行規則外十勅令中改正ノ件（昭和二〇・三・三〇勅令第一八三號）

内 容

- 第一条 所得税法施行規則中改正
 - 第二条 法人税法施行規則中改正
 - 第三条 地租法施行規則中改正
 - 第四条 家屋税法施行規則中改正
 - 第五条 酒税法施行規則中改正
 - 第六条 酒類委員会官制中改正
 - 第八条 入場税法施行規則中改正
 - 第九条 骨牌税法施行規則中改正
 - 第十条 所得税法人税内外地関涉法施行規則中改正
 - 第十一条 昭和十七年勅令第四百五十七号〔昭和十七年法律第七十五号〔所得税等ノ日滿ニ重課税防止ニ関スル法律〕施行ニ関スル件〕中改正
- 附 則
- 第十二条 施行日等
 - 第十三条 経過規定等
- 所得税法施行細則中改正大蔵省令第一七号〔昭和二〇・三・三一〕
地租法施行細則中改正大蔵省令第一八号〔昭和二〇・三・三一〕

家屋税法施行細則中改正大藏省令第一九号（昭和二〇・三・三一）

酒類価格規則中改正大藏省令第二〇号（昭和二〇・三・三一）

昭和十六年大藏省令第四十二号〔遊興飲食税法施行規則第十七条第二項ノ規定ニ依ル交付金ニ関スル件〕中改正大藏省令第二一号（昭和二〇・三・三一）

昭和十六年大藏省令第六十七号〔遊興飲食税法施行規則第九条ノ二ノ規定ニ依ル料金領収書ノ書式ノ件〕中改正大藏省令第二二号（昭和二〇・三・三一）

明治三十二年大藏省令第五号〔税印押捺請求方ニ関スル件〕中改正大藏省令第二十四号（昭和二〇・三・三一）

臨時租税措置法施行規則中改正大藏省令第二五号（昭和二〇・三・三一）

昭和十二年大藏省令第四十一号〔大東亞戦争ノ為從軍シタル軍人及軍属ニ対スル租税ノ減免、徴収猶予等ニ関スル法律施行方〕中改正大藏省令第二六号（昭和二〇・三・三一）

国税徴収法施行細則中改正大藏省令第二七号（昭和二〇・三・三一）

昭和二年閣令第三号中改正大藏省令第二八号（昭和二〇・三・三一）

戰時災害國稅減免法施行規則中改正ノ件（昭和二〇・五・一一勅令第二八六号）

戰時緊急措置關係ノ詳細略▽